【参考例】

～小・中学校という

表記は使わない

　　　　　　　　　　会則

（名称）

第１条　本クラブは、　　　　　　　　　　と称する。

（目的）

第２条　本クラブは、　　　　　　　の活動を通じて、お互いの親睦を図り、自分を高め生きがいのある充実した人生を送るとともに、その成果を地域や社会活動に活かすことを目的とする。

（構成）

第３条　本クラブは、第２条の目的に賛同する者で構成する。また、いつでも入退会することができるものとする。

（入会）

第４条　本クラブに関する入会手続きは、本規約に準ずることを承諾し、クラブ員にあっては、保護者の同意を以て、入会申込書を提出するとともに入会諸費用を納めることとする。

（退会・休会）

第５条　本クラブを退会・休会する場合には、前月末までに退会届・休会届を提出しなければならな

い。ただし、既に納入された会費の返金は行わない。

（会費）

第６条　会費は、月会費を所定の方法で納入しなければならない。通常の活動以外で実施する合宿や

遠征等は、受益者負担とする。また、一旦納入した年会費、月会費及びその他の諸経費は理由の如何を問わず返金しない。

（保険）

第７条　クラブ員は、入会と同時に本クラブが指定するスポーツ安全傷害保険（以下「保険」）に加

入するものとし、費用は会員が負担する。加入手続きは本クラブが行う。なお、指導者の保

険は本クラブが負担する。

（役員）

第４条　本クラブの役員は、次のとおりとし、その任期は１年とする。

会長　　　　　　（１名）　副会長　　　　　　（１名）　会計　　　　　　（１名）

（総会）

第５条　本クラブは、年１回の総会を開催する。

　　　総会において、年間の活動内容（事業、予算、決算、役員の選出等）を協議し、承認するものとする。

（会計）

第６条　本クラブの会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

　　　会費は月額　　　　　円とし会計に納め、講師謝礼、必要経費の出費にあてる。

（その他）

第７条　その他必要な事項は、役員会の承認を得て適時決定できるものとする。

（付則）

この会則は、令和　　年　　月　　日から適用する。

※　この形式はあくまでも、参考例です。この通りに作成する必要はありません。各クラブの実態に

応じて順序や内容の変更、追加をしてください

重要検討事項

〇指導者の謝金・報酬額等について

〇事故の責任について